

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の変更申請
について

資 料 川崎市先端産業創出支援制度（イノベート川崎）の変更申請について

参考資料 川崎市先端産業創出支援助成金交付要綱（抜粋）

経済労働局

平成29年1月19日

1 イノベート川崎の制度概要について

(1)基本的な方針

- ・川崎臨海部において、人類共通の課題解決と国際貢献に資する環境、エネルギー及びライフサイエンス(生命科学)分野における先端産業の創出と集積の促進
- ・本市経済の牽引役としての役割を担っている川崎臨海部の再生を確かなものにする事により、市内産業の活性化及び雇用の創出に対する先導的な役割を果たす

(2)対象

環境・エネルギー・ライフサイエンス分野の先端技術を事業化するために事業所を新設する者

(3)地域

- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区(殿町区域)
- ・都市再生緊急整備地域(浜川崎駅周辺地域)

(4)適用要件

- 〔最低投資額〕 5億円(市内中小企業等2億円)
- 〔雇用条件〕 常用雇用者10人以上

(5)支援内容

- 〔助成対象経費〕 事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する費用
- 〔助成率〕 助成対象経費の10%(上限10億円)

※3年度以内の分割交付(平成27年度以降の認定案件は、5年度以内の分割交付)

(6)申請受付期間

平成28年度末まで

(7)これまでの交付実績

エリーパワー(株)、公益財団法人 実験動物中央研究所

2 サイバーダイナミクス(株)のイノベート川崎にかかる事業計画について

- イノベート川崎認定日:平成27年1月23日
- 名称:(仮称)革新的医療産業創出推進拠点計画
- 位置:川崎区殿町三丁目102番7、102番8、102番18、102番19
- 区域面積:15,433.60㎡



3 イノベート川崎の変更承認までの経過について

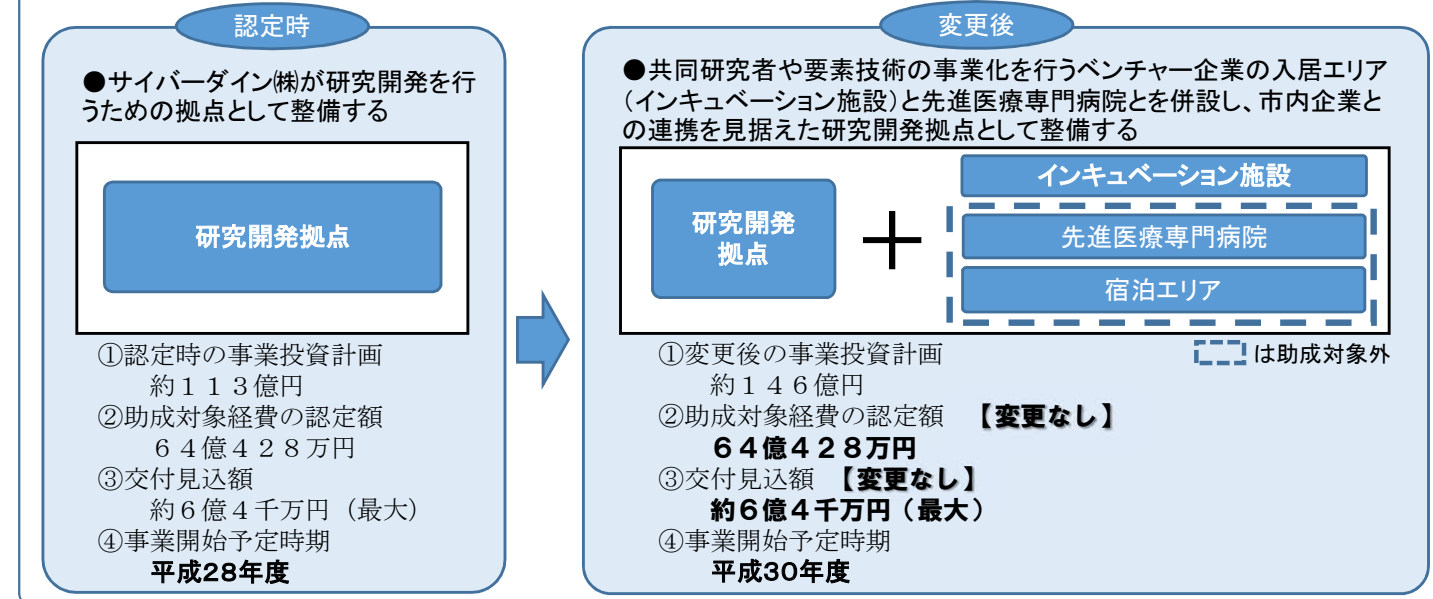
●サイバーダイナミクス(株)の上記計画について、平成26年度にイノベート川崎の認定を行い、平成28年度から事業を開始する予定であったが、同社の事業計画の変更に関して、平成28年11月30日付けで川崎市先端産業創出支援助成金交付要綱第7条第1項に基づくイノベート川崎の変更申請があった。

●変更内容について、評価委員である外部有識者の評価意見を踏まえて審査した結果、平成29年1月6日付けで変更申請の承認を行った。

4 事業計画の変更申請に至った理由について

●認定時には未承認医療機器だったロボットスーツHALによる脳・神経・筋肉の機能改善治療が、平成28年4月に公的医療保険に収載される医療技術となったことにより、研究開発から臨床・社会実装にステップアップし、HALを先進医療等に適用拡大していくための治験を行う病院機能を導入する方針に変更となった。併せて、世界展開に向けて要素技術を事業化するための協力企業が入居するエリア(インキュベーション施設)を整備し、国内唯一の医療現場直結の研究開発拠点(オープンラボ)を建設する方針に変更となった。

5 イノベート川崎にかかる変更申請の内容について



6 変更申請の承認について

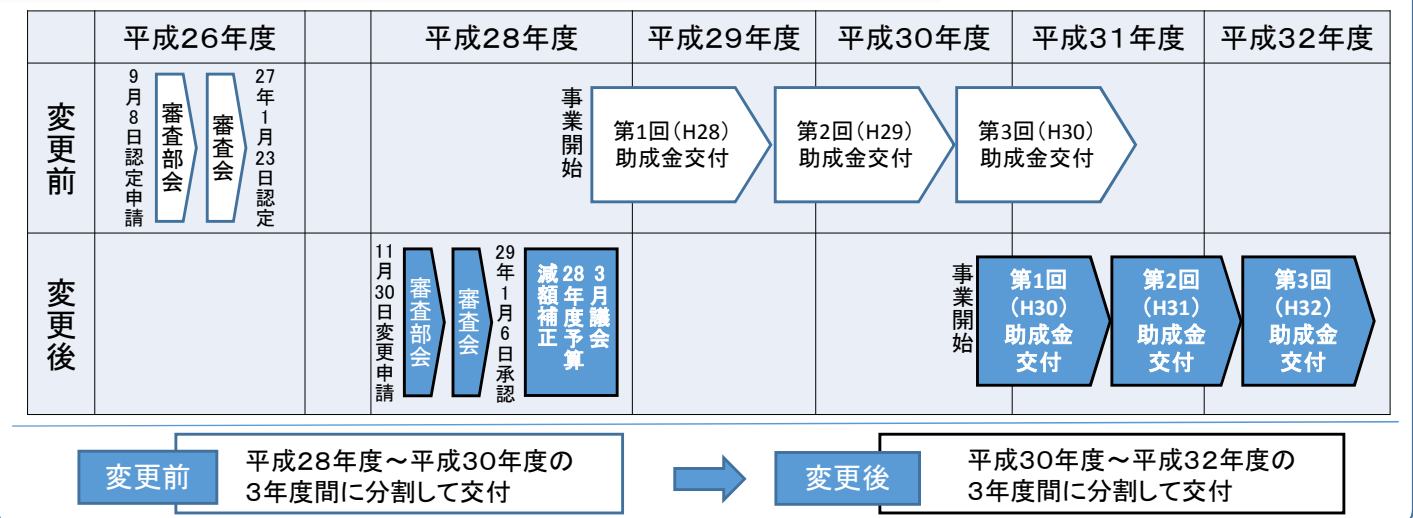
(1)外部有識者の評価意見

- 研究段階から臨床段階に進み、これまでの事業を拡充・展開する内容と評価する。
- インキュベーション施設設置によりライフサイエンスベンチャーの育成、集積が見込まれると共に、オープンラボにより医療イノベーションに大きく寄与することが期待できる。
- 市内ものづくり企業がインキュベーションへの入居や試作等で研究開発活動に参画することにより市内企業への波及効果が見込まれる。
- 同社の従業員の市内居住による雇用創出効果にとどまらず、このたびの変更内容により、間接効果が期待できることから、雇用増加への貢献が見込まれる。

(2)本市の対応

- このたびの変更申請の内容は、要綱第3条に基づく要件を満たすものである。
- インキュベーション機能や治験・臨床機能を持つ病院の開設など、サイバーダイナミクス(株)の先端技術の事業化に向けた取組をより前進させる機能が盛り込まれると共に、当施設での取組は市内企業との連携も見据えており、地域経済への貢献及び波及効果の拡張も期待できるなどの評価意見を参考に審査した結果、要綱第7条第1項の規定に基づき変更申請の承認を行った。

7 イノベート川崎にかかる変更手続きのスケジュールについて



川崎市先端産業創出支援助成金交付要綱（抜粋）

（助成金の交付対象事業者）

第3条 川崎市先端産業創出支援助成金（以下「助成金」という。）の交付対象事業者は、環境、エネルギー、ライフサイエンス分野における先端技術を事業化するために事業所を新設する者であって、当該事業者又は新設する事業所が次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- （1）当該事業所が特定地域に立地するものであること。
- （2）助成の対象となる投下固定資産額が50億円以上（市内中小企業者にあつては2億円以上、それ以外の中小企業者にあつては5億円以上）であること。
- （3）当該事業所における常用雇用者が50人以上（中小企業者にあつては10人以上）であること。
- （4）当該事業所の事業内容が本市の策定する総合計画に適合し、国際環境特別区構想の一層の推進と本市全体の産業の活性化に寄与するものと認められること。
- （5）公害の防止及びその他環境への負荷の低減について、適切な対策が講じられていること。
- （6）平成29年3月31日までに第6条第1項に規定する認定申請が行われていること。
- （7）当該事業所の新設に必要な届出又は許認可を得ているとともに、経営内容が良好と認められること。
- （8）第6条第1項に規定する認定申請をする日において、市内に立地する企業にあつては、市税を滞納していないこと。
- （9）社会的信用、当該事業所の立地に伴う周辺環境への影響等を勘案し、助成を行うことについて、適当と認められること。
- （10）当該事業所について第6条第1項に規定する認定申請をする日において、既に他の事業計画について第6条第5項に規定する認定を受けていないこと。
- （11）代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

（助成対象事業の認定等）

第6条 申請者は、川崎市先端産業創出支援助成金助成対象事業認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）により市長の認定を受けなければならない。

5 市長は、申請者から第1項に規定する認定申請書が提出されたときは、審査会の審査に付した上、認定の可否を決定し、その結果について、川崎市先端産業創出支援助成金認定審査結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成対象事業の変更の承認）

第7条 申請者が前条第5項に規定する認定を受けた後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、川崎市先端産業創出支援助成金事業計画変更承認申請書又は事業計画の中止（廃止）の承認申請書又は事業計画の承継の承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- （1）助成対象事業の内容を変更しようとするとき
- （2）助成対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするとき
- （3）助成対象事業の全部又は一部を他に承継させようとするとき

平成27年4月1日付けで要綱改正をしているが、サイバーデザイン(株)は平成26年度に認定しているため、改正前の交付要綱（平成25年4月1日施行）の適用案件となる。